

IFRS 解釈指針委員会のアジェンダ決定案「IAS 第 21 号『外国為替レート変動の影響』—交換可能性が長期的に欠如している場合の為替レートの決定」に対するコメント・レター

はやし よしお
ASBJ 専門研究員 林 良生

企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）は、IFRS 解釈指針委員会（以下「IFRS-IC」という。）から、2018 年 6 月に公表されたアジェンダ決定案「IAS 第 21 号『外国為替レート変動の影響』—交換可能性が長期的に欠如している場合の為替レートの決定」（以下「本アジェンダ決定案」という。）に対して、当委員会から、2018 年 8 月にコメント・レターを送付している。

本アジェンダ決定案では、次のすべての状況が見られる場合の、在外営業活動体の営業成績及び財政状態を表示通貨に換算するために使用するレートが論点¹とされている。

- (1) 法域の当局によって通貨の交換可能性が管理されており、法域の当局が公定為替レートの設定を含む法律上の交換メカニズムを提供している。
- (2) 在外営業活動体は法律上の交換メカニズムを通して、他の通貨との交換可能性が長期的に欠如している。
- (3) 交換可能性が長期的に欠如している結果、在外営業活動体は実質的に外貨にアクセスできない状態である。

IFRS-IC は、上記の状況が現時点でベネズエラに存在していると考えている。IFRS-IC は、IAS 第 21 号の適用に際して、ベネズエラで見られるような状況において、公定為替レートが決算日レートとして適切かどうかを企業が評価する²ことを提案するアジェンダ決定案を公表した。

当委員会は、コメント・レターにおいて、現在ベネズエラで見られる特殊な状況に対しては、アジェンダ決定案の提案に同意する旨のコメントを行っている。また、ベネズエラにおける換算レートの決定に際しては、企業が財務諸表利用者に対し、その内容を十分に開示し説明することが必要であると考えている旨をコメントしている。しかし、当該アジェンダ決定案は、あくまでベネズエラに見られる特殊な状況に対する短期的な対応であると考えられることから、本論点を根本的に解決するには、中長期的な対応として、IAS 第 21 号に「交換可能性が長期的に欠如している場合」に関する要求事項を含めるべきであるとする提案を行っている。また、換算レートの決定に際しては、短期的な対応と同様に、使用する換算レートが明らかであるような一定の条件を満たす場合を

1 IFRS-IC は、本論点について 2014 年 11 月にアジェンダ決定を公表しており、その中で、交換可能性の長期的な欠如は IAS 第 21 号のガイダンスで扱われておらず、そのため、そのような状況下で IAS 第 21 号をどのように適用するのが完全には明確ではないことを述べていた。

2 IFRS-IC における審議資料（2018 年 5 月アジェンダ・ペーパー 3）では、国際会計基準審議会（IASB）スタッフが実施した調査において、ベネズエラで活動する在外営業活動体の営業成績及び財政状態の表示通貨への換算には、公定為替レートが使用されている事例が見られるとされている。

除き、企業が財務諸表利用者に対し、その内容を十分に開示し説明することが必要であると考えている旨を強調している。